



大阪労働局発表
平成28年11月28日

照 会 先	大阪労働局労働基準部監督課
	代表電話 06(6949)6490

報道関係者 各位

近畿2府4県労働局が合同でトラック運送事業者を一斉監督指導

大阪労働局（局長 苧谷 秀信）をはじめとする近畿2府4県労働局は、本年9月に一斉に貨物自動車運送事業（トラック運送事業）に対して実施した、長時間労働による過労運転防止のための法定労働条件の確保及び改善基準（注1）の遵守並びに荷役作業等の労働災害防止のための監督指導の実施結果の概要を、以下のとおり取りまとめました。

注1）改善基準とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（資料参照）を指します。

監督指導実施結果の概要（近畿2府4県）

	件数	違反率
監督指導実施事業場	144件	—
法違反事業場	105件	72.9%
改善基準違反事業場	86件	59.7%

主要な違反事項／違反率（近畿2府4県）

	労働基準法関係	違反率	安全衛生法関係	違反率	改善基準	違反率
1	労働時間	45.8%	安全衛生管理体制	5.6%	総拘束時間	41.0%
2	割増賃金	20.8%	健康診断	10.4%	最大拘束時間	39.6%
3	労働条件明示	20.1%	その他	20.1%	休息期間	28.5%
4					連続運転時間	20.8%

- ・監督指導とは、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問するなどにより立ち入り検査することをいいます。
- ・労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿等関係書類の検査などの権限が与えられています。
- ・事業場の現状を的確に把握するため、監督指導は、原則として予告することなく実施しています。
- ・監督指導の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう、行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

監督指導実施結果

1 法違反等事業場の状況

監督指導の実施件数は、144件で、このうち法違反が認められ、是正を指導した事業場は105件、法違反率は72.9%でした。

また、改善基準違反が認められ、改善を指導した事業場は86件、改善基準違反率は59.7%でした。

2 労働基準法の主要な違反事項

違反事項		違反件数	違反率	違反の内容
労働時間・割増賃金関係	労働基準法第32条(労働時間)	66件	45.8%	◎時間外・休日労働協定を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。 ◎時間外・休日労働協定で定めた限度時間を超えて労働させているもの。
	同法第37条(割増賃金)	30件	20.8%	◎法定時間外労働、深夜労働(原則として午後10時から午前5時)を行わせているのに、通常賃金の2割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。 ◎法定休日労働を行わせているのに、通常賃金の3割5分以上の割増賃金を支払っていないもの。
	内訳(延べ件数) 時間外労働に対する割増賃金不払い	27件	18.8%	
	深夜業に対する割増賃金不払い	10件	6.9%	
休日労働に対する割増賃金不払い	2件	1.4%		
労働条件明示等関係		29件	20.1%	
内訳(延べ件数)	労働基準法第15条(労働条件の明示)	24件	16.7%	◎労働者を雇い入れる際に、賃金額や賃金支払方法等の法定事項について書面を交付していないもの。
	同法第89条(就業規則の作成等)	17件	11.8%	◎常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則を作成・届出していないもの。 ◎就業規則を変更しているのに、変更の届出をしていないもの。

3 労働安全衛生法の主要な違反事項

違反事項		違反件数	違反率	違反の内容
労働安全衛生法第11条から第12条の2、第13条、第17条、第18条(安全衛生管理体制)		8件	5.6%	◎常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の管理者(安全管理者・衛生管理者・産業医等)を選任していないもの。 ◎常時10人以上50人未満の労働者を使用しているのに法定の管理者(安全衛生推進者)を選任していないもの。 ◎常時50人以上の労働者を使用しているのに、法定の安全・衛生委員会等を設置していないもの。
同法第66条(健康診断)		15件	10.4%	◎常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。 ◎常時深夜業に従事する労働者に対し、6か月以内ごとに1回、特定健康診断を実施していないもの。
(延べ件数) 内訳	定期健康診断	6件	4.2%	
	特定健康診断	13件	9.0%	

4 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）の主要な違反事項（資料参照）

違反事項		違反件数	違反率	違反の内容
総拘束時間に関する違反		59件	41.0%	◎1カ月の拘束時間の限度を超えているもの。 ※拘束時間：労働時間と休憩時間の合計
最大拘束時間に関する違反		57件	39.6%	◎1日の拘束時間の限度を超えているもの。
休憩期間に関する違反		41件	28.5%	◎1日の休憩時間を継続8時間以上与えていないもの。
最大運転時間に関する違反		18件	12.5%	◎1日あるいは週の運転時間の限度を超えているもの。
内訳 （延べ 件数）	1日の運転時間が2日平均で9時間を超えているもの	16件	11.1%	
	1日の運転時間が2週間ごとの平均で44時間を超えているもの	9件	6.3%	
連続運転時間に関する違反		30件	20.8%	◎運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩を確保していないもの。
休日労働に関する違反		6件	4.2%	◎法定休日労働を2週に1回を超えて行わせているもの。

5 今後の方針

一斉監督指導の結果、依然として労働時間、労働安全衛生に関する法違反、改善基準違反が認められたため、道路貨物運送業を特に対策を必要とする業種と位置づけた事業場への監督指導を継続します。

トラック運転者の長時間労働は、集荷・配達時間などの発注条件の制約が大きな要因となっており、また、労働災害発生場所は荷主先に多いなどの実状もあるため、発注者に対して労働基準法の労働時間規制、改善基準、労働安全衛生法上の安全衛生規制などを示した上で発注条件・作業管理等での十分な配慮を行うよう引き続き要請していきます。

また、トラック運送事業者、荷主、経済団体、労働団体、行政機関等から組織され、各都道府県に設置されている「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」においても、トラック運送業の取引環境改善・長時間労働抑制に向けた環境整備を図ることとしています。

（参考）平成26年度及び平成27年度の実施結果

	監督実施事業場	法違反事業場	改善基準違反事業場
平成26年度	158	129(81.6%)	84(53.2%)
平成27年度	159	122(76.7%)	78(49.1%)

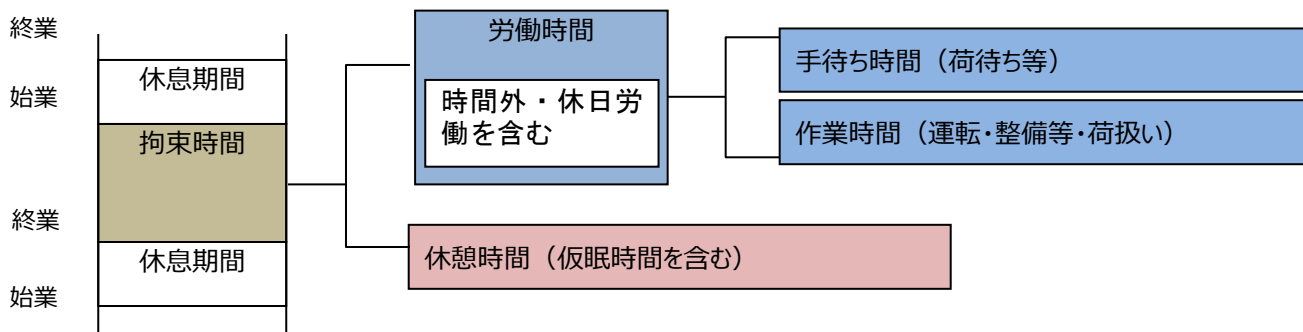
（参考）主たる違反項目

	労働時間	割増賃金	労働条件明示	安全衛生管理体制	健康診断	総拘束時間	最大拘束時間	休憩期間	連続運転時間
平成26年度	73 (46.2%)	33 (20.9%)	38 (24.1%)	14 (8.9%)	29 (18.4%)	54 (34.2%)	65 (41.1%)	52 (32.9%)	42 (26.6%)
平成27年度	80 (50.3%)	31 (19.5%)	34 (21.4%)	14 (8.8%)	22 (13.8%)	39 (24.5%)	59 (37.1%)	47 (29.6%)	31 (19.5%)

改善基準告示の概要(トラック運転者)

資料

区分	主な内容
総拘束時間	1か月 293時間以内 (労使協定を締結した場合には、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲で1か月320時間まで延長可)
最大拘束時間	1日 原則13時間以内 延長する場合でも 最大16時間以内(15時間超えは1週2回まで)
休息期間	1日の休息期間は、継続8時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように)
最大運転時間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間毎の平均で44時間以内
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保 (分割する場合は1回につき10分以上の休憩で合計30分以上)
特例	<p>①分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間(原則として2週間から4週間程度)における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。</p> <p>②2人乗務 1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可(ただし、車輦内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る)。</p> <p>③隔日勤務の特例 業務の必要上やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可能。この場合2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。</p> <p>④フェリー乗船 トラック運転者のフェリー乗船時間は原則として休息期間として取り扱います。</p>



拘束時間：始業時刻から終業時刻までの時間。運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び休憩時間を合計した時間。

休息期間：終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者にとって全く自由な時間となる。

監督指導事例

事例1

改善基準告示を上回る拘束時間を超え、かつ、36協定で定める延長時間の限度を超えて自動車運転者に時間外労働を行わせたもの。

監督署において把握した事実と監督署の指導

改善基準告示で定める自動車運転者の総拘束時間限度(月293時間)を超え348時間の拘束時間が認められ、その結果、36協定で定める上限時間(月113時間)を超え、最大130時間の時間外労働を行わせていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ②改善基準告示違反を是正勧告
- ③長時間労働抑制及び過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

事例2

歩合により支払われていた賃金が大阪府最低賃金を下回ることに
より、法定の割増賃金が支払われていなかったもの。

監督署において把握した事実と監督署の指導

走行距離や運賃収入に対応した歩合給を導入しているものの、労働時間から賃金単価を算出したところ、大阪府最低賃金を下回っており、これを算定基礎とした時間外労働・深夜労働割増賃金も法定計算額を下回っていた。

監督署の対応

- ①最低賃金法第4条(最低賃金未滿)違反を是正勧告
- ②労働基準法第37条(割増賃金)違反を是正勧告

事例3

労働条件明示を行わず、36協定や就業規則の変更の届出を行っていないもの。

監督署において把握した事実と監督署の指導

約30名の労働者を使用しているものの、採用時に労働条件明示書面を交付せず、また、就業規則の変更や36協定を労働基準監督署に届け出ないまま、時間外労働を行わせていた。

監督署の対応

- ①労働基準法第15条(労働条件の明示)違反を是正勧告
- ②労働基準法第32条(労働時間)違反を是正勧告
- ③労働基準法第89条(就業規則届出義務)違反を是正勧告

事例4

安全衛生体制を確立せず、特定業務従事者(深夜業を含む業務)に対する健康診断や有所見者に対する医師等からの意見聴取を行っていないもの。

監督署において把握した事実と監督署の指導

1 常時50人以上の労働者を使用しているものの、安全管理者、衛生管理者が選任されておらず、安全委員会・衛生委員会の委員も法定要件を充足していなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第11・12条(安全管理者・衛生管理者の選任)違反を是正勧告
- ②労働安全衛生法第17・18条(安全委員会・衛生委員会の委員)違反を是正勧告

2 深夜乗務を行う自動車運転者について、6か月以内毎の健康診断が実施されていなかった。また、健康診断の結果が有所見である労働者についての医師からの意見聴取を実施していなかった。

監督署の対応

- ①労働安全衛生法第66条(特定業務従事者の健康診断)違反を是正勧告
- ②労働安全衛生法第66条の4(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)違反を是正勧告